

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第238号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び京都市久世老人デイサービスセンター」を「京都市久世老人デイサービスセンター及び京都市西院老人デイサービスセンター」に改める。

第3条第1号中「同条第13項」を「同条第12項」に改める。

別表第2京都市百々老人デイサービスセンターの項中「年始」を「日曜日並びに年始」に改め、同表京都市西院老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)